

訪問看護重要事項説明書

(医療)

利用者 _____ 様

事業所 訪問看護ステーションゆうこう

訪問看護重要事項説明書（医療）

（令和6年7月1日更新）

I：訪問看護ステーションゆうこうの概要

1）事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業者名	訪問看護ステーションゆうこう
所在地	千葉県市川市日之出 17-9 アルテ 1F
指定番号	(医療) 2790038 (介護保険・予防訪問看護) 1262790038 その他千葉県登録内容 ・原子爆弾被爆者対応 ・精神科訪問看護：自立支援医療（精神通院医療） ・特定疾患治療研究事業（千葉県・東京都） ・生活保護法
サービス提供地域	市川市南部地域（行徳地区） *地域以外の方もご相談ください
その他の併設事業	居宅介護支援事業所：ケアプランゆうこう

2）営業時間

営業時間	月～金曜日 8：45～17：00
休日	土・日・祝祭日 12/30～1/3、3/1（開院記念日）
契約者のみ	緊急訪問看護加算（24時間対応）

3）職員体制

氏名	資格	常勤・非常勤
管理者		
鶴谷 香	看護師	常勤
浦崎 紀恵子	看護師	常勤
浜中 典子	看護師	常勤
久保井 則子	看護師	常勤
得地 祐梨子	看護師	非常勤
永井 碧	理学療法士	常勤（行徳中央クリニック兼務）

Ⅱ：事業の目的、運営方針

1) 事業の目的

申し込みされた、利用者様に対して、看護のサービスを提供し、居宅において利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的にします。

主治医の指示書に基づき、利用者様の問題把握を行い、解決に向けての看護計画を作成し、利用者様の同意を得て、安心して療養できるように進めていきます。

2) 運営の方針

24時間体制で、利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービス提供に努めます。（24時間対応に関しては、契約者のみとなります）

Ⅲ：利用料金

【報酬算定項目】（令和6年6月1日）

※訪問看護基本療養費または精神科訪問看護療養費＋訪問看護管理療養費

基本療養費及び加算	訪問看護基本療養費（Ⅰ）		
	・週3日目まで	5550円／日	
	・週4日目以降	6550円／日	
	・理学療法士による訪問の場合	5550円／日	
	緊急訪問看護加算		1日につき1回限り
	・イ 月14日まで	2650円	
・ロ 月15日以降	2000円		
長時間訪問看護加算	5200円	1回の訪問時間が90分を超えた場合	
複数名訪問看護加算			必要があつて同時に複数の看護師等による訪問を実施した場合
・看護職員が他の看護師等と同行	4500円／日		
・看護職員が看護補助者と同行	3000円／日		
夜間・早朝訪問看護加算	2100円	夜間18時～22時 早朝6時～8時	
深夜訪問看護加算	4200円	深夜22時～6時	
管理療養費及び加算	訪問看護管理療養費		
	・月の初日	7670円／月	
	・月の2日目以降（届出） （イ 訪問看護管理療養費1）	3000円／日	
	24時間対応体制加算 ロ（届出）	6520円／月	

管理療養費及び加算	特別管理加算（届出） ・ 特別な管理を必要とする利用者 ・ 特別な管理を必要とする利用者のうち重症度の高い利用者	2500 円／月 5000 円／月	
	退院時共同指導加算	6000 円	長時間の訪問を要する場合、1 回で 90 分以上または、複数回の合計時間が 90 分の退院支援指導をした場合：8400 円
	特別管理指導加算	2000 円	退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特別管理加算の対象となる利用者
	退院支援指導加算	6000 円	退院日に療養上の退院指導が必要な利用者 退院日の翌日以降初日に訪問看護療養費に加算する
精神科基本療養費及び加算	精神科基本療養費 ・ 週 3 日目まで 30 分以上 ・ 週 3 日目まで 30 分未満 ・ 週 4 日目以降 30 分以上 ・ 週 4 日目以降 30 分未満	5550 円 4250 円 6550 円 5100 円	特別指示書が出た場合
	精神科緊急訪問看護加算	2650 円	
	複数名精神科訪問看護加算 ・ 看護師等 1 日 1 回	4500 円	医師が必要であると認めた場合
ターミナルケア療養費 1	25000 円	主治医との連携の下に、在宅等での終末期の看護を提供した場合	

※自己負担割合（受給者証に記載）により、上記の 1 割・2 割・3 割の負担金となります。

※上記は主な算定項目であり、上記以外にも該当する項目がある場合には、別途ご説明致します。

【その他】

時間外訪問	休日	5000 円／日
	訪問 1 時間半超える場合 30 分毎に	1000 円
	夜間料金	保険対応
交通費	行徳地区	250 円
	浦安地区、市川北部	500 円
死後の処置	在宅で看取り、処置を行う場合 処置の内容により料金が異なります	5000 円～15000 円 (処置代金)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市川市医師会より物品支給の利用が可能な場合があります。 ・例外で購入困難や支給困難時は、ご紹介します。実費相当はかかります。(ゴム手袋、衛生材料、チューブ類等) 	
キャンセル料	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、事前に連絡いただければ、キャンセル料は発生しません。 ・不適切な行為の繰り返し等がありましたら、料金として 2000 円発生いたします。 	
支払い方法	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、月末実績集計と、翌月 10 日以降に受け持ち看護師が現金で集金いたします。 ・振込みの対応も可能です。 ・正当な理由がなく、利用料を 3 ヶ月以上滞納した場合は、1 ヶ月以内の期限を定めて催促し、なお支払われない時には契約を破棄します。 	

IV：サービスの内容

- 1) 健康相談 (健康チェック、助言等)
- 2) 日常生活の看護 (保清、排泄介助、食事支援、療養環境整備、予防対策)
- 3) 検査、治療促進の為の看護 (内服、点滴全体、検査介助、創傷処置、カテーテル管理、医療処置、主治医より指示を受けた検査・処置など)
- 4) 介護者の相談、精神的負担軽減への支援
- 5) 社会資源の使い方
- 6) 認知症ケア
- 7) 在宅リハビリテーション (理学療養士)
- 8) 終末期の支援
- 9) 24 時間対応、緊急時訪問
- 10) 主治医との連絡対応、他機関との連携
- 11) 退院前のケア会議参加、連携、調整

V：緊急時の対応方法

- 1) 営業時間内は、ステーションに連絡ください。 TEL 047-397-7600
- 2) 緊急時24時間連絡対応は、契約者のみとなりますので、電話番号は、別紙参照させていただきます。
休日、祝祭日、夜間など、緊急時や不安で相談したいとのことであれば、携帯電話に連絡ください。必要時、訪問させていただきます。料金が発生致しますのでご了承ください。
- 3) 事業者は、サービス提供中、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要と判断する場合には、速やかに主治医へ連絡を行う、救急搬送の要請をする等の必要な措置を講じるとともに利用者が予め指定する連絡先にも連絡致します。

私は、訪問看護ステーションゆうこうに、24時間連絡対応を申し込みます。

利用者： _____ 印 _____

代理人： _____ 印（続柄 _____）

主治医	医療機関名	主治医氏名
	住所	
	電話	FAX
ご家族	氏名	続柄
	住所	
	緊急連絡先① ②	
注意事項等		

VI：苦情、要望等お問い合わせ先

開示請求、苦情、訂正、利用停止は、窓口にお申し出ください。

個人情報、苦情その他問い合わせ窓口

訪問看護ステーション ゆうこう	苦情、相談窓口 鶴谷 香 047-397-7600 月～金 8：45～17：00（祝日、年末年始は除く）
行徳中央クリニック	047-397-8711 月～土 8：45～16：30（土曜は午後休み、祝日、 年末年始は除く）
市川市役所	本庁 介護保険課 047-712-8548 本庁 地域包括支援課 047-712-8545 行徳支所 介護福祉相談窓口 047-359-1274 月～金 8：45～17：15（祝日、年末年始は除く）
千葉県介護保険審査会	043-223-2446
千葉県国民健康保険団 体連合会	介護保険課苦情相談窓口 043-254-7428 月～金 9：00～17：00（祝日、年末年始除く）
各指定サービス事業者・各居宅介護支援事業者	

VII：防止・対策・研修への取り組み

1）衛生管理等

事業所は看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

感染症の予防及び蔓延防止のための研修や訓練を定期的実施します。

2）虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止のための指針の整備をします。
- ③虐待を防止するための研修を定期的実施。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。（管理者が担当）
- ⑤事業所は、サービスの提供にあたり、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。

3) 業務継続計画の策定等

地震、台風、大雨等の天災やその他やむを得ない事情により、訪問看護サービスの実施が出来なくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

しかし、事業所は、感染症及び災害に係る業務継続計画を策定し速やかにサービス再開に努めます。

本書と同様に「契約書」にも、署名捺印し、これをもって契約を証し、訪問看護を開始します。

年 月 日

事業者：私は、利用者に対する訪問看護サービス提供開始にあたり、利用者・利用者家族に対してサービス内容説明、重要事項説明に基づいて重要な事項を説明しました。

住所 〒272-0135
市川市日之出 17-9-1F

事業者名 医療法人友康会 訪問看護ステーションゆうこう

代表者 理事長 三浦 宏康 印

サービス担当責任者 所長 鶴谷 香 印

利用者：私は、サービス内容の説明及び重要事項説明書に基づき、事業者からの説明を受けました。

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人：私は、本人の意思を確認し、本人に代わり署名を行いました。

氏名 _____ 印 (続柄 _____)

利用者様の個人情報の取り扱い及び同意書

個人情報の取り扱い

私たち、医療法人友康会 訪問看護ステーションゆうこうは、在宅で訪問看護を受けながら生活されている利用者様へ、サービス提供を通して個人情報を取得し、保有させて頂いております。

この書面は、利用者様の個人情報の保護と取り扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

I：個人情報に対する当事業者の基本的姿勢

当事業者は、個人情報保護法の趣旨を尊重し「個人情報保護方針」を定め、利用者様の皆様の個人情報を厳重に管理しております。

II：当事業者が保有する個人情報の利用目的

- 1) 利用者様への適切な医療、介護サービスの提供
- 2) 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、居宅介護サービス事業者、居宅介護支援専門員との連携
- 3) 他の医療介護関係等からの照会への回答、返事
- 4) 診療の為、外部と医師等の意見、助言を求める場合
- 5) ご家族等への病状、心身の状況説明
- 6) 事業所の医療、介護保険診療費請求事務及び管理運営業務

III：その他の利用目的

- 1) 医療、介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
- 2) 当事業者内にて行われる学生の実習への協力
- 3) 当事業者内で行われる、事例研修

IV：当事業者が保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。保存の実施方法・期間・廃棄方法については、訪問終了後2年で廃棄処分いたします。

個人情報に関する同意書

この度、貴事業者のサービスを利用するに当たり、上記の利用目的の事項について理解のうえこの同意書に署名捺印いたします。

令和 年 月 日

住所 〒272-0135
市川市日之出 17-9 アルテ 1F

事業者 医療法人 友康会
訪問看護ステーションゆうこう

理事長 三浦 宏康 印

サービス担当責任者 鶴谷 香 印

利用者： _____ 印

立会人： _____ 印 (続柄 _____)